

(参 考)

## H20.10.17 公共施設のあり方に関する中間報告書 施設のあり方検討結果(個別施設)

### 【旧知事公舎】

#### 1 現 状

前知事まで歴代6人の知事が入居していたが、現知事は入居しておらず、平成20年2月に建物について「知事公舎」としての用途を廃止した。

母屋(昭和21年建築)は、建築当時の建物がほぼそのまま使用されており、構造的にも住環境的にも、現在の木造建物の水準に遠く及ばず、次のような問題点がある。

- ・建築年度が古いため、現在の建築基準法の構造基準を満たしていない。
- ・昭和21年度当時は断熱性や気密性等の概念があまりなく、快適性は望めない。
- ・主要構造部で使用している木部の腐食、腐朽等がある。

離れ(平成8年増築、68.76㎡)は、耐力・仕上等良好であり、公舎として利用に問題はない。

現知事は、旧副知事公舎を一部必要な補修を行って、知事公舎として使用している。

特定非営利法人景観建築研究機構が群馬県教育委員会より委託を受けて、歴史的建物の記録保存調査を実施(H20.5.24～H20.6.30)。

#### 2 課 題

次のような管理運営上の問題点等を踏まえて、今後の取扱い(存続、改築、解体)について、どのように考えるか。

- ・老朽化が激しく、耐震調査において「倒壊する可能性が高い」と判断されている。
- ・使用建材に特に意匠的価値は見られない。
- ・改築する場合には、新築に比肩する経費が必要である。
- ・現状のまま存続する場合には、引き続き維持管理費が必要である。
- ・放火やホームレスの定着等、防犯上の懸念がある。

#### 3 施設の今後のあり方

##### (1) 施設の必要性について

旧知事公舎の建物は、老朽化が激しく、耐震構造上も危険であり、また現在の知事公舎が従前の知事公舎と同等の機能を有していることなどから、現在の管理運営上の問題点等を踏まえると、建物については解体することもやむを得ない。

##### (2) その他

生け垣、植栽の取扱いについて、残すことができないか、他の県有施設等で活用できないか等、その有効活用について検討する必要がある。

【注】旧知事公舎は、第2回委員会(H20.4.24)において、今後のあり方を検討の上、解体することもやむを得ないとの結論に達し、知事に同日報告された。その報告を受け、教育委員会による記録保存調査実施の後、建物が解体(H20.7.22～8.22)された。

## 【近代美術館・館林美術館】

### 1 現 状

#### (1) 近代美術館

近代美術館は、明治100年記念事業の一環として昭和49年10月に開館して以来、作品の収集・保存、常設展示・企画展示、解説会をはじめとした教育普及事業など、様々な活動を行ってきたが、30年あまりが経過し、施設が老朽化したことから大規模改修を行い、平成20年4月にリニューアルオープンした。

収蔵作品は、日本と中国の古美術からなる戸方庵井上コレクションをはじめとして、群馬県ゆかりの画家である福沢一郎、山口薫などのコレクション、日本と西洋の近代美術、現代美術、染織作品など、幅広い分野に及んでいる。

入館者は、開館以来400万人を超え、平均の年間入館者は約13万3千人（昭和49～平成16年度）となっている。

#### (2) 館林美術館

館林美術館は、より多くの県民に美術作品鑑賞の機会を提供することを目的として、近代美術館のある高崎市から遠隔地にあたる東毛地域に、平成13年10月、2館目の県立美術館として開館し、企画展示や本県の収蔵する国内外の作品によるコレクション展示のほか、様々な教育普及活動を行っている。

近現代美術における豊かな創造の歩みを理解するための作品収集を基本に、なかでも「自然と人間」をテーマとして、調和、共生、対峙など自然と人間の様々な関わりを表現した、国内外の作品を収集している。

年間入館者は約3万9千人（平成18年度）となっている。

### 2 課 題

(1) 近代美術館と館林美術館は管理運営に多額の経費を要しているが、現在の厳しい財政状況下において、県有施設として2つの美術館は必要か。

(2) 利用者を増加（収入の増加を含む。）させるため、どのような取組を行うべきか。

### 3 施設の今後のあり方

#### (1) 施設の必要性について

県立の美術館として2館ある必要性については疑問がある。しかし、2館とも美術館として一定の役割は果たしており、また、館林美術館は、平成13年に開設した新しい施設であることなどから存続とする。ただし、当面2館の運営を継続するとしても、その役割分担や位置づけについて早急に検討するとともに、利用者増加の積極的な努力を強く求めたい。

近代美術館は県の中心的美術館として、今後とも幅広い役割をより効果的に果たすことが望まれているが、館林美術館は、より地域に密着した形的美術館として、その役割を検討すべきであり、運営についても地域の方々の理解と連携協力により行われるべきである。

(2) 管理運営方法について

管理運営に多額の経費を要する施設であることから、両館の連携・協力による効率的・効果的な運営や施設全体としての経費削減について、具体的な検討を行う必要がある。また、施設のプラスイメージを生かした新たな歳入確保策についても、具体的な検討を行う必要がある。

両美術館の共同による研究・展示の実施、展示の巡回や物品等の共同購入などについて検討する。

近代美術館については、同一敷地内の歴史博物館との事務局統合や群馬の森等との連携・一体化など、管理運営の効率化について検討する。

ポスター等への企業の広告掲載、企業協賛による事業実施など、歳入確保策について検討する。

両館ともに優れた景観の中に位置する芸術・文化施設であることから、観光施設としての利用も視野に入れ、新たな利用促進策について検討するなど、県民に親しまれ、多くの県民が訪れる施設運営について検討する必要がある。

県民に開かれた美術館として、県民ニーズを踏まえた施設の有効活用を検討するとともに、特に、館林美術館については、施設の地域開放について、地域住民や市町村等の意見・要望等をよく聞いて検討する。

教育施設としての役割も十分踏まえて、学校利用の促進や子供向けのワークショップ、学校への移動教室など教育機能の充実について検討する。

地域特性を生かした企画展示・巡回展示などについて検討する。

(3) 管理運営主体について

館林美術館については、地域に根ざした美術館としての機能をより発揮させる観点から、地元の館林市や市民等の運営への参画、館林市等を指定管理者とする運営形態について検討するとともに、将来的な館林市等への移管・譲渡の可能性を含めて、館林市等とよく話し合いをする必要がある。

両館とも、ボランティアとの協働による運営をさらに進めるほか、指定管理者制度導入について、他県での導入事例の検証を行うなど、同制度の導入の可能性についても検討する必要がある。

(4) その他

当面2館の運営を継続するとしても、その管理運営について、徹底した点検と見直しを求めるものであり、今後行う改善等の取組については、一定の年限を区切って、目標を設定して行い、その取組や結果の検証を行う必要がある。

## 【高齢者介護総合センター】

### 1 現 状

高齢者介護総合センターは、昭和41年4月に県内最初の特別養護老人ホーム「前橋特別養護老人ホーム明風園」として設立された施設である。その後、ショートステイ事業、デイサービス事業、研修事業及び居宅介護支援事業が開設され、現在は、高齢者介護に係る人材育成、介護知識・技術の普及啓発、研修事業を行う総合センターとしての役割も果たしている。

当センターは、併設の介護現場を効果的に活用した研修を継続的、体系的に行う施設として、県内高齢者介護の質の確保・向上、特に今後増加することが予想される認知症高齢者ケアに関する知識・介護技術普及に取り組んでおり、認知症に関する研究成果は、日本認知症ケア学会において高い評価を得ている。

なお、研修事業の受講者は、約6千3百人（平成19年度）となっている。

### 2 課 題

- (1) 特別養護老人ホームを県が直営で運営しているところはほとんどなく、民間による運営に移行している中で、県有施設として、特別養護老人ホームを運営する必要があるか。
- (2) 県として高齢者介護の研修のあり方（事業内容、実施主体、予算規模等）についてどのように考えるか。

### 3 施設の今後のあり方

#### (1) 施設の必要性について

民間にできることは民間に任せることが基本であり、県が、今後も特別養護老人ホームを直営で運営する必要性は低いと考えられるので、当センターの介護サービス部門は、施設の運営に関し十分なノウハウと実績を持つ団体等に譲渡し、民営化することが適当である。

高齢者介護の研修部門については、介護施設に従事する介護職員等の質の向上は大きな課題であり、介護現場における研修の実施が不可欠であることから、県の財政負担も含めて、県が責任をもって、介護現場と一体化した形で実施していく必要がある。

#### (2) 管理運営主体について

介護サービス部門の譲渡の検討に当たっては、高齢者介護研修の効果的な実施を確保していく観点から、県との連携による介護研修の実習等の場としての一体的な運営を考慮し検討すべきである。

特別養護老人ホームは県が引き続き設置し、その運営に責任を果たしていく必要性の低い施設であることから、この施設に県立を前提とする指定管理者制度の導入は適当とは考えられない。

#### (3) その他

民営化に当たっては、施設職員の処遇について十分配慮願いたい。

## 【ぐんま天文台】

### 1 現 状

ぐんま天文台は、群馬県の人口が200万人に達したことや日本人女性宇宙飛行士第一号として、本県出身の向井千秋さんが宇宙に飛び立ったことなどを記念して、21世紀を担う子供たちが第一線の研究者との交流や本物の天体に触れることなどを通して、「本物」の実体験を提供することを基本理念に、平成11年7月に設置された施設である。

この天文台では、国内で3番目に大きな口径を持つ150cm望遠鏡など、本格的な観測研究活動のできる設備・観測機器等があり、また、望遠鏡で星や宇宙を見るだけでなく、研究者との交流や最前線の研究に接するなど、幅広い本物体験ができる。

利用面では、学校教育における自然体験学習の場（施設見学や天体観望、観測実習など）として活用されるとともに、流星群や月食などの観察会、講演会、天文学学校など、様々なイベントを通じて、知識や年代に応じた幅広い生涯学習の機会を提供している。

また、天文学の発展に貢献できるような水準の研究を進め、アジア、中近東から研修生を受け入れるなど、広く研究者の養成に努めるとともに、インドネシア・バンドン工科大学との研究協力を行うなど、国際協力も行っている。

なお、年間の入館者は約3万人で、このうち、夜間観望者は約1万3千人である。なお、学校等の団体利用は約6千6百人（平成19年度）となっている。

### 2 課 題

- (1) ぐんま天文台は管理運営に多額の経費を要する大規模施設であり、現在の厳しい財政状況下において、県立の教育施設として、どこまでの機能を備え、管理運営経費をかけるべきか。
- (2) 県立施設として、天文学の本格的な研究や国際的な天文学の普及・貢献など、研究部門のあり方をどのように考えるか。
- (3) 利用者を増加（収入の増加を含む。）させるため、どのような取組を行うべきか。

### 3 施設の今後のあり方

- (1) 施設の必要性について

ぐんま天文台は、県民ニーズに照らして、広く県民にその存在意義が認められるまでには至っていないと考えられる。平成11年に群馬県人口200万人到達を記念した文化資産として設置した施設であり、直ちに廃止すべきとまでは言えないが、運営内容等の徹底した見直しと利用者増加の積極的な努力が強く求められる施設である。そのため、特に県立施設としては人的体制・経費とも過大と考えられる研究部門のあり方や運営経費の見直し、利用者の拡大等について、県として速やかに具体的な検討を行うべきである。

- (2) 管理運営方法について

現状では、その設備と人的体制により、高いレベルの研究を重視した施設となっているが、児童生徒や一般県民の教育・学習を重視した施設として位置づけ、施設の運営

内容についての見直しや利用者の拡大、施設全体としての経費削減について、具体的な検討を行う必要がある。その際、県民ニーズを踏まえ、天文台として県民にどのようなサービスを提供すべきか、県民の視点で検討すべきである。

教育施設としての観点から、研究部門の役割と職員体制について見直しを行う。

観測機器や宿泊施設などの既存施設・設備のあり方について、県民へのサービス提供のための必要性を基本に検討する。

開館日・開館時間について見直しを検討するなど、抜本的な管理運営の効率化について検討する。

学校利用の促進など教育普及に重点を置いた運営を検討する。その際、天文台の職員は学校現場にも積極的に出て行く必要がある。

利用者拡大については、観光面からの利用についても視野に入れ取り組む必要がある。県内外へのPRや昼間、雨天時等における企画の充実、新たな利用促進策について検討するなど、来館者にとって魅力ある施設運営について検討する。

### (3) 管理運営主体について

天文学振興財団や国立天文台などから研究機関としての指定を受け、共同研究なども行っていることから、大学・研究機関などへの譲渡、運営の連携の可能性について検討する必要がある。

ボランティアとの協働による運営のほか、民間の持つノウハウを積極的に活用することにより、新たな試みも生まれることから、民間事業者の意向を広く聴取するなど、指定管理者制度導入の可能性についても検討する必要がある。

### (4) その他

当施設は、当面運営を継続するとしても、その管理運営について、徹底した点検と見直しを求めるものであり、今後行う改善等の取組については、一定の年限を区切って、目標を設定して行い、その取組や結果の検証を行う必要がある。

## 【ぐんま昆虫の森】

### 1 現 状

ぐんま昆虫の森は、身近な昆虫との触れ合いを通じて、生き物相互のかかわり合い、生命の大切さ及び自然環境に関する県民の理解を深めることにより、人と自然が共生する社会づくりに寄与するとともに、持続可能な地球環境を次世代（子供たち）へ引き継ぐことに貢献することを目的に、平成17年8月に設置された施設である。

この施設は、自然の中で能動的に昆虫を探し触れ合うことのできる世界にも例のない全く新しい体験型施設である。

ぐんま昆虫の森には、「里山」を復元した約45ha（東京ドームの約10個分）に及ぶフィールドがある。また、メイン施設である本館昆虫観察館には、亜熱帯の沖縄県西表島を再現した生態温室があり、20種類のチョウを一年を通して見ることができる。

さらに、映像、展示、書籍だけでなく、いろいろな体験型プログラム（自然観察体験、里山生活体験、クラフト体験など）も用意しており、楽しみながら昆虫の生態を学習できるよう工夫されている。

なお、年間の入園者は約10万人で、このうち学校等の団体利用は約2万7千人（平成19年度）となっている。

### 2 課 題

(1) 昆虫の森は管理運営に多額の経費を要する大規模施設であり、現在の厳しい財政状況下において、県立の教育施設として、どこまでの機能を備え、管理運営経費をかけるべきか。

(2) 利用者を増加（収入の増加を含む。）させるため、どのような取組を行うべきか。

### 3 施設の今後のあり方

(1) 施設の必要性について

ぐんま昆虫の森の提供するサービスは、県として必ずしもなくてはならないものではないが、開園4年目の新しい施設であり、直ちに廃止すべきとまでは言えない。しかし、運営内容等の徹底した見直しと利用者増加の積極的な努力が強く求められる施設である。そのため、必要性に疑問のある生態温室の存廃、里山（フィールド部分）のあり方、運営経費の見直しや利用者の拡大等について、県として速やかに具体的な検討を行うべきである。

県の施設としては、群馬県の自然やそこに生息する昆虫の生態の展示・観察を主とすることが大切であり、亜熱帯の環境やそこに住むチョウ等の展示の必要性は低いと考えられるので、生態温室については根本的な見直しを行う必要がある。

里山（フィールド部分）は、広大な自然公園であり、昆虫に触れる場だけではなく、里山という自然に触れる場として明確に位置づけ、里山としての利用も拡大すべきであり、その観点から、提供するサービスの内容や施設の名称、入園料のあり方について検討する。

(2) 管理運営方法について

自然豊かな里山を有する教育施設であるが、観光施設としての利用も視野に、利用者の拡大を図るとともに、施設全体としての経費削減について、具体的な検討を行う必要がある。

生態温室の新たな活用方法、映像トンネルなどの既存施設・設備や職員体制の見直しなど、管理運営の効率化について抜本的に検討する。

広く県民を対象とした施設として、利用者の立場から、できる限り利用の制約をなくすなど、利用者の利便性を高める努力を行うとともに、昆虫だけではなく、里山（フィールド部分）の自然を生かし、野外で楽しめる要素を増やす方向での運営を検討する。

広く県民に開かれた施設運営を行っていく必要があり、県民の声を広く反映した運営に努めるとともに、今まで以上に地元桐生市との連携・協力やボランティアとの協働を重視した運営となるよう工夫する必要がある。

県内外へのPRや学校等の団体利用の促進など、新たな利用促進策について検討する。

(3) 管理運営主体について

民間の持つノウハウを積極的に活用することにより、新たな試みも生まれることから、民間事業者の意向を広く聴取するなど、指定管理者制度導入の可能性についても検討する必要がある。

(4) その他

当施設は、当面運営を継続するとしても、その管理運営について、徹底した点検と見直しを求めるものであり、今後行う改善等の取組については、一定の年限を区切って、目標を設定して行い、その取組や結果の検証を行う必要がある。